平成２５年（フ）第１８００号
横浜市青葉区成合町442番地１
破産者　東周興業株式会社
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８号
福岡市博多区美野島１丁目９番５号
破産者　有限会社タフサービス
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第４８号
静岡県沼津市西添町27番地の12
破産者　有限会社松田管工
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２９号
静岡県御前崎市池新田833番地の３
破産者　株式会社コトブキ
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
宮城県岩沼市南長谷字原224番地の５
破産者　有限会社宮城韓国食品
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１７号
宮城県岩沼市南長谷字原224番地の５
破産者　株式会社キムチの玉朱
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４６号
滋賀県守山市川田町915番地
破産者　株式会社園田建設
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０１０号
京都市伏見区竹田久保町70番地の５
破産者　株式会社世良エンジニアリング
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９７９号
京都市伏見区桃山紅雪町124番地の１
破産者　近畿総合技研株式会社
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３３２号
奈良県桜井市大字草川130番地の４
破産者　有限会社奈良テイーエムシー
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５８１号
熊本市中央区神水本町７番33号
破産者　株式会社富建
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４３１号
奈良県橿原市久米町549番地　シャトー橿原105号
破産者　髙田　尚志
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
奈良県大和高田市大字曽大根533番地１
破産者　堀川板金こと　堀川　昌秀
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
奈良県葛城市疋田229番地19、開始決定時の住所奈良県葛城市西室186番地
破産者　長谷川一郎
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３０６号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野南２丁目８番地22、開始決定時の住所東京都大田区山王１丁目35番17号
破産者　井上　勝博
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０７号
福井県鯖江市上河端町第23号７番地１、開始決定時の住所福井県鯖江市上河端町23―７
破産者　菊川　　明
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０８号
福井県鯖江市上河端町第23号７番地１、開始決定時の住所福井県鯖江市上河端町23―７
破産者　菊川　昌宏
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
福井市若杉４丁目1212番地　サンベル若杉201号
破産者　岩永　正人
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２０号
愛知県愛西市須依町庄屋敷15番地17
破産者　大森　一行
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部